湖西市津波避難計画

湖西市危機管理課

令和８年２月改訂

目　次

第1章　総則　Ｐ１
１　計画の目的　Ｐ１
２　計画の修正　Ｐ１
３　用語の説明　Ｐ１

第2章　住民の役割　Ｐ４
１　自助（自分の命は自分で守る）　Ｐ４
２　共助（自らの地域は皆で守る）　Ｐ５

第3章　避難計画　Ｐ６

第4章　初動体制　Ｐ７
１　市職員等の連絡・参集体制　Ｐ７
２　防潮水門等の閉鎖措置　Ｐ７
３　津波情報の収集・伝達　Ｐ７

第5章　避難情報の発令　P12
１　発令基準　P12
２　発令の時期及び手順　P13
３　伝達方法　P13

第6章　要配慮者、観光客等の避難対策　P14
１　要配慮者の避難対策　P14
２　観光客等の避難対策　P14

第7章　津波に対する教育・啓発及び訓練の実施　P15
１　津波に対する教育・啓発　P15
２　津波避難訓練の実施　P15

第8章　津波避難可能エリア　P16
１　津波避難可能エリアの基準　P16
２　津波避難可能エリアの範囲　P16

第１章　総則

１　計画の目的

本計画は、南海トラフ巨大地震による津波の発生に備え、本市における避難対象地域や基本的な対応を策定することにより、市民や観光客等の人命を守るため、適切な避難行動の実施、並びに市民や各団体等の津波避難対策に資することを目的とする。

過去の津波災害の教訓を活かし、少しでも早く少しでも高いところへ避難することを基本とし､津波避難を補強するための対策を本計画の重点項目とする。

なお、本計画は、「湖西市津波防災地域づくり推進計画」の内容を反映して作成している。

２　計画の修正

この計画は、県の被害想定や土地利用の条件、施設整備等の状況変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行う。

３　用語の説明

この計画において、使用する用語の意味を次のとおり示す。

（１）津波浸水想定区域

津波浸水想定区域とは、静岡県第４次地震被害想定に基づき、最大クラスの津波を想定した南海トラフ巨大地震（レベル２）が発生した場合の津波浸水想定区域をいう。

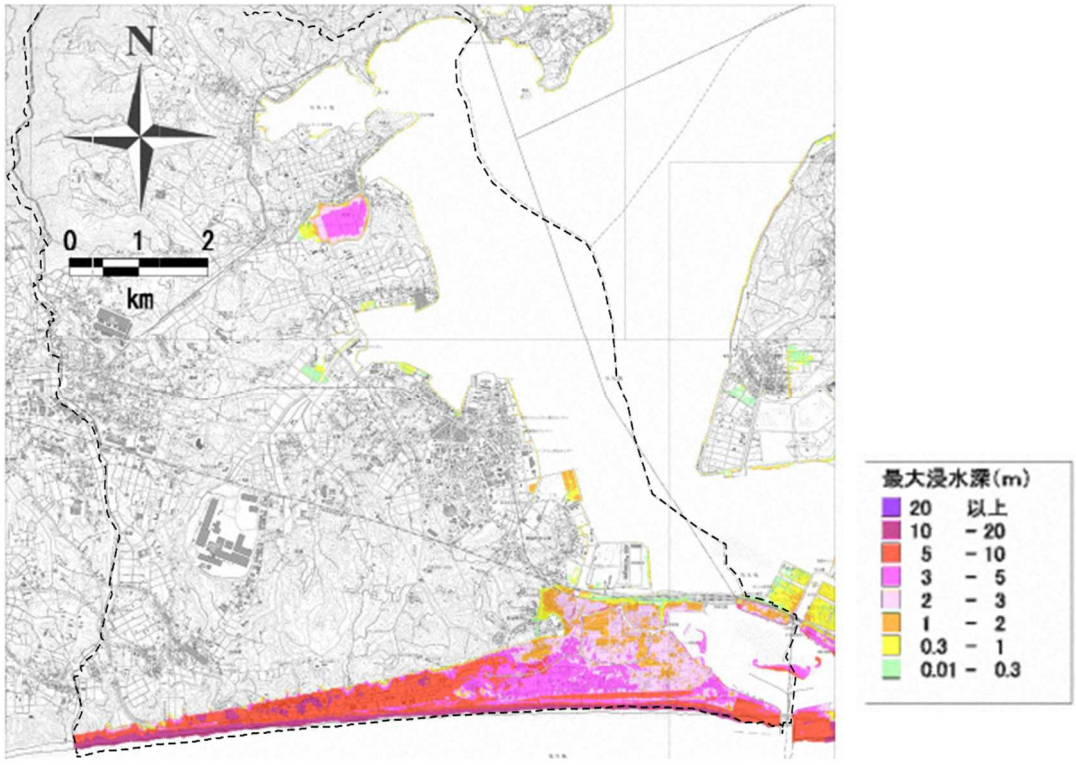

津波浸水想定図（レベル2の地震：南海トラフ巨大地震）

出典：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）

（２）避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域のうち、特に避難が必要な東海道新幹線路以南の地域とし、市が範囲を定める。

ただし、東海道新幹線路以北の浜名湖岸の浸水想定区域、堤防決壊による浸水想定区域及び過去の安政東海地震による津波浸水区域等については、本計画の区域には含まない。なお、これらの区域についても浸水に対する注意が必要である。

市が範囲を定める地域となる自治会又は町内会は次のとおりである。

■　新居地区（町内会単位）

地区	自治会	町内会
新居中部	新居中央	栄町、向島、新弁天、泉町、船町、俵町、中町 中田町、上田町、高見、西町、源太山、
	内山	内山
新居南部	柏原	柏原
	ベイリーフ	ベイリーフ
	新居南	港町、ひばりヶ丘、新居弁天
	住吉	住吉西、住吉東
浜名	橋本	日ヶ崎、若磯、杣川、高師山
	西浜名	松山、大倉戸
中之郷	郷南郷北	郷南

■　白須賀地区（自治会単位）

・白須賀第１、白須賀第２、白須賀第５

（３）避難経路

津波から避難する道路で、それぞれの場所から津波による浸水の恐れのない地域、避難施設、高台等へ安全に避難できる道路、私有地等をいう。

（４）津波避難場所（高台）

津波の危険から避難するための高台をいう。

（５）津波避難施設（Ａ）

大人数を収容可能な津波避難タワー・津波避難ビル・マウント（命山）等、津波から一時若しくは緊急に避難する施設をいう。

（６）津波避難施設（Ｂ）

小人数を収容可能な津波避難ビル等の施設をいう。

（７）要配慮者

高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等といった災害時に一人で避難することが困難な住民をいう。

（８）避難支援者

災害時に要配慮者の避難支援に協力する近隣住民等をいう。

（９）指定避難所

災害によって居住場所を失った者又は居住場所に戻れない者が、避難生活を送る場所をいう。

No.	名称	住所	連絡先
1	湖西高等学校	鷲津1510-2	575-0511
2	鷲津小学校	鷲津670	576-0049
3	鷲津中学校	鷲津629	576-0032
4	白須賀小学校	白須賀5030	579-0330
5	白須賀中学校	白須賀986	579-0016
6	東小学校	新所680	578-1094
7	岡崎小学校	岡崎634-2	577-0003
8	岡崎中学校	岡崎587-2	577-2828
9	湖西中学校	太田135	578-0033
10	知波田小学校	大知波1144	578-0034
11	アメニティプラザ	吉美3294-48	573-0777
12	新居幼稚園	新居町新居1730	594-0249
13	新居小学校	新居町新居1770	594-0058
14	新居中学校	新居町中之郷1181	594-0004
15	県立浜名特別支援学校	新居町浜名1855-71	594-5658

第２章　住民の役割

津波から人的被害を出さないためには、強い地震の揺れを感じたら、住民一人ひとりが少しでも早く、少しでも高いところへ避難することが重要である。そのためには、津波に関する情報を積極的に取得し、正しく理解すると共に、それぞれの地区の津波避難計画に基づき避難することが必要不可欠である。

巨大地震の発生直後は、行政や消防も被害を受け、十分な機能を発揮できない。住民の一人ひとりが、「自分の命は自分で守る。自らの地域は皆で守る。」という自助共助の意識を持ち、住民自らが防災活動を実践していくことが何よりも重要である。

１　自助（自分の命は自分で守る）

（１）「揺れたら逃げる」という意識の徹底

【津波避難の方法】

避難方法は、徒歩を基本とする。

【避難イメージ】

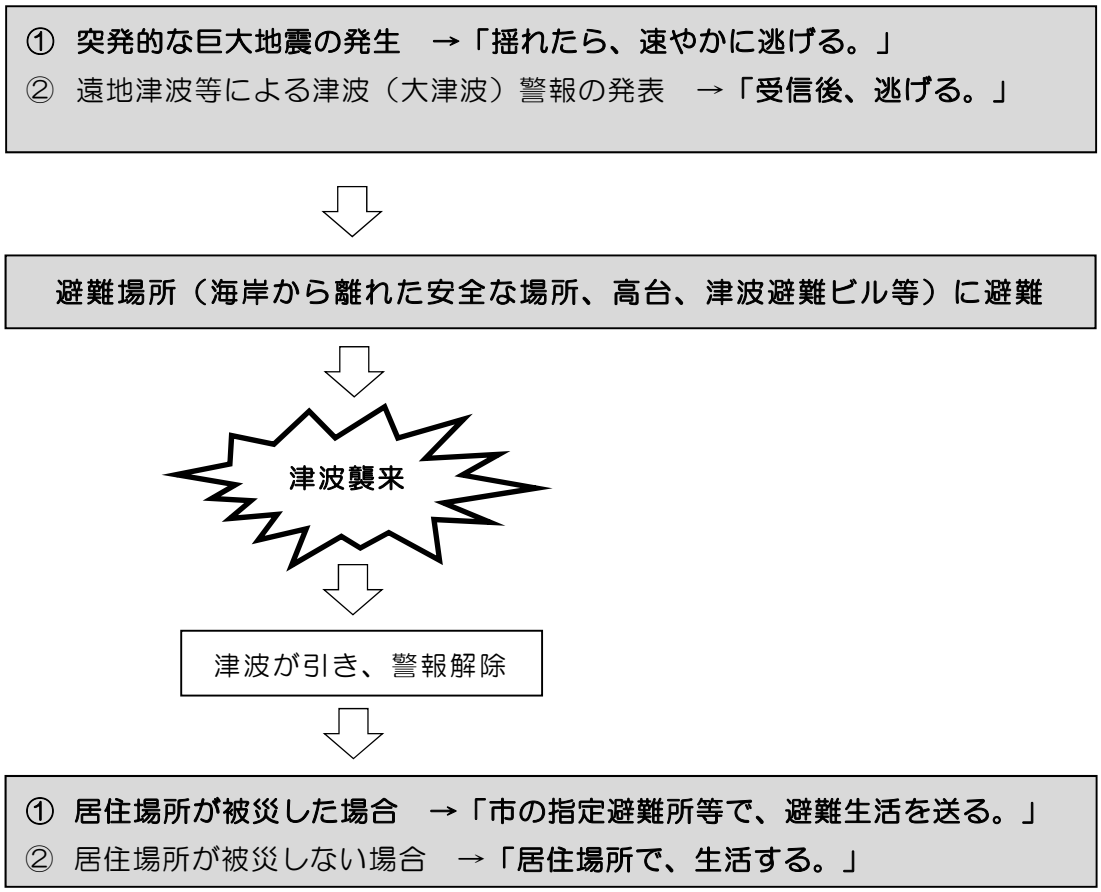

（２）住宅の耐震化

（３）家庭内の地震対策

（４）非常持ち出し品（懐中電灯を含む）・備蓄品等の備え

２　共助（自らの地域は皆で守る）

（１）自主防災会の活動

（２）積極的な訓練参加（総合防災訓練・地域防災訓練・夜間防災訓練等）

（３）要配慮者の支援

第３章　避難計画

巨大地震の発生直後、若しくは津波（大津波）警報発令直後は、少しでも早く少しでも高いところへ自主的に徒歩で避難することを基本とする。

避難は津波避難場所（高台）への避難を原則とし、津波避難場所（高台）への避難が見込めない場合は津波避難施設（Ａ）への避難を行う。

ただし、地震動により、津波避難場所（高台）や津波避難施設（Ａ）が利用できなくなる場合を考慮し、住民は緊急避難に有効な場所を日頃から確認しておくことも重要である。

また、津波避難場所（高台）や津波避難施設（Ａ）は、一時的な緊急避難場所であるため、居住場所が被災し、津波が引いた後も長期にわたり避難が必要な場合は、市の指定避難所等へ移動する。

第４章　初動体制

１ 市職員等の連絡・参集体制

（１）市職員・消防職員・消防団員

本市に震度４以上の地震を観測した場合、津波警報・大津波警報及び津波注意報が発表された場合の市職員等の連絡・参集体制は、「湖西市地域防災計画」、「湖西市災害対応マニュアル」に定める。

（２）自主防災会

自主防災会の連絡・参集体制は、自主防災会が定める。

２ 防潮水門等の閉鎖措置

（１）水防上注意を要する水門の位置

水門の位置は、下記のとおりである。

①	都田川水系	入出太田川	内浦排水樋門　（手動）
②	都田川水系	日の岡川	日の岡排水機場（電動）
③	都田川水系	浜名川	新居排水機場　（電動）
④	都田川水系	浜名川	港町樋門　　（電動）

（２）閉鎖措置

①　突発地震の発生等で、時間的な余裕がない場合

水門やその付属設備が、地震動による損傷や停電等の影響で、水門を開閉できない可能性が大であり、操作員の安全を確保するため、水門は閉鎖しない。

②　遠地津波等で、時間的な余裕がある場合

操作員の安全が確保されている場合に限り、河川の水流や水量、潮の干満、降雨量等を考慮し、河川の水門を下記のとおり閉鎖する。

【水門の閉鎖要領（原則）】

・ゲート付近に危険がないか確認後、水門を閉鎖する。

・ゲートの全閉を確認後、河川から海岸への流入を考慮した分を少しだけ開放する。

※操作員は、水門により構造が異なるため、日頃から操作方法を熟知しておくこと。

３ 津波情報の収集・伝達

（１）津波予警報、津波情報

津波予警報の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）により、防災行政無線（同報系）を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達する。

津波に関する情報で特に住民へ広報を要する内容は、市職員が防災行政無線（同報系）、防災ほっとメール、市公式 LINE 及び緊急速報メールで住民へ緊急情報を伝達する。

【参考資料】

（気象庁ホームページから抜粋）

津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分（一部の地震※については約２分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

【津波警報・注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いとこで３ｍ超える場合。	**１０ｍ超** （10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	**巨大な津波が襲い**、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、**ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難**してください。
		１０ｍ （5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m		
		５ｍ （3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合。	**３ｍ** （1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）	高い	**標高の低いところでは津波が襲い**、浸水被害が発生します。 人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、**ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難**してください。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで０．２ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	**１ｍ** （0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 **海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れて**ください。

＊大津波警報は「特別警報」に位置付けています。

津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻発表します。
津波観測に関す情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される岸での津波の到時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
0.2ｍ未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

（２）全国瞬時警報システム（J-ALERT）

緊急地震速報や武力攻撃に関する有事情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報が国から人工衛星を介して送信され、これを市が受信し、防災行政無線（同報系）を自動的に起動することにより、住民へ 24 時間体制で緊急情報を伝達するシステムである。

■　緊急情報が放送されるまで（流れ）

①　内閣官房や気象庁が緊急事態の発生を把握

⇩

②　緊急事態を消防庁へ情報伝達

⇩

③　消防庁が通信衛星を経由して緊急情報を全国に配信

⇩

④　防災行政無線（同報系）が自動的に起動し、緊急情報を放送

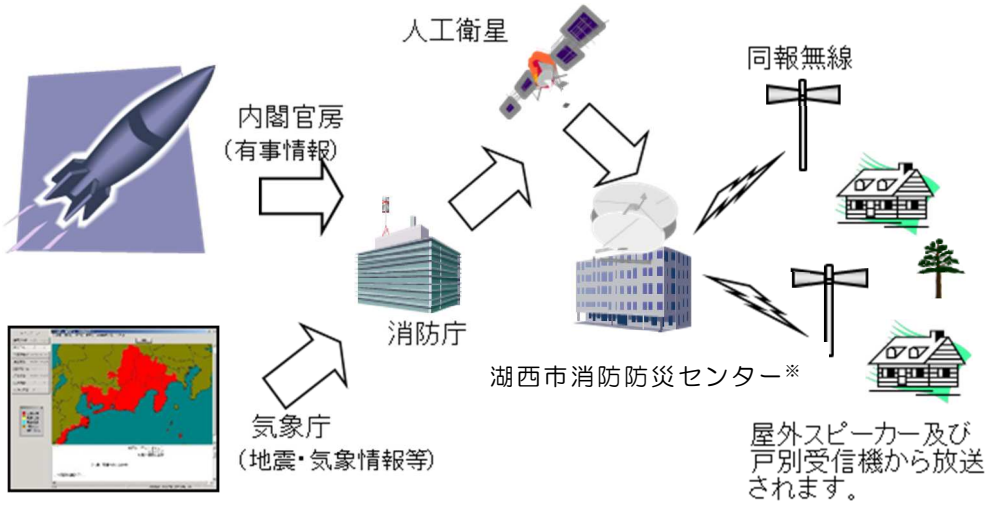

※令和8年4月から運用開始

■　緊急情報の放送内容

受信情報	警報音等	放送内容
緊急地震速報	ＮＨＫチャイム	「大地震（おおじしん）です。大地震です。」
弾道ミサイル情報	有事サイレン（14秒）	「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
震度速報（震度４以上）	上り４音チャイム	「震度〇の地震が発生しました。火の始末をして下さい。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動して下さい。」
大津波警報	消防サイレン3秒吹鳴2秒休×3回	「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」
津波警報	消防サイレン5秒吹鳴6秒休×2回	「津波警報が発表されました。海岸付近の方は避難してください。」
気象警報	上り４音チャイム	「当地域に〇〇警報がでました。今後の気象情報に注意してください。」

発表中のそれぞれの放送内容は、３回繰り返した後、「こちらは広報こさいです。」「（下り４音チャイム）」が鳴り放送を終了します。

※１　気象庁は、「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始に伴い、平成29年11月から「東海地震に関する情報」の発表は行っていません。

※２　緊急地震速報は大規模地震（震度４以上）が発生した際に、強い揺れを事前にお知らせしますが、震源が近い場合は間に合わないときがあります。

※３　NHKチャイムの音はNHKの緊急地震速報のサイトで視聴することができます。
（https://www.nhk.or.jp/sonae/bousai/index.html）

※４　有事サイレンの音は内閣官房の国民保護ポータルサイトで聴くことができます。
（https://www.kokuminhogo.go.jp/）

■緊急情報が放送された場合における住民の対応

情報種別	住民の対応
緊急地震速報	地震が来る数秒前の放送のため、直ちに身の安全を確保して、危険な場所から遠ざかってください。 沿岸地域は、津波が襲来する可能性がありますので、高台や高い建物などへ避難してください。
弾道ミサイル、航空攻撃、ゲリラ攻撃、大規模テロ情報	家の中に避難し、テレビやラジオから詳しい情報を得るとともに、市役所からの情報に注意してください。

※地震発生のサイレンは鳴りませんので大きな揺れを感じたら行動を開始してください。

■　キャンセル放送について

全国瞬時警報システムは、消防庁が送信した情報を受信し、自動で市の防災行政無線（同報系）を起動させて放送するため、誤報などの可能性もありますが、その場合には自動的に訂正放送を行います。

第５章　避難情報の発令

１　発令基準

避難指示の発令基準及び解除基準を次のとおり定める。

（１）避難指示の発令基準

①　気象庁から「大津波警報」が発表された場合

・市長は津波浸水想定区域の住民等に対し、直ちに津波避難ビル、高台、海岸から離れた安全な場所に避難するよう指示する。

②　気象庁から「津波警報」が発表された場合、または強い地震（震度４程度以上）を感じた場合、もしくは弱い地震であっても長時間にわたりゆっくりとした揺れを感じた場合で、市長が避難の必要を認めた場合

・津波浸水想定区域の住民等に対し、直ちに津波避難場所（高台）や津波避難施設（Ａ）など、海岸から離れた安全な場所に避難するよう指示する。

③　遠地津波により気象庁から「津波警報」が発表された場合

・太平洋沿岸及び津波浸水想定区域における避難対象地域の住民等に対し、直ちに津波避難場所（高台）や津波避難施設（Ａ）など、海岸から離れた安全な場所に避難するよう指示する。

④　気象庁から「津波注意報」が発表された場合

・海水浴や釣りのほかマリンスポーツやレジャーなどは行わないことを注意喚起する。

⑤　気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、国から指示が発せられた場合

・事前避難対象地域※内の住民等に対して避難するよう指示する。

※地域の実情等を踏まえ、以下の２種類に区分する。

＜住民事前避難対象地域＞

・市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえ、設定しないものとする。

＜高齢者等事前避難対象地域＞

・津波浸水想定区域における避難対象地域

（２）避難指示の解除の基準

大津波・津波警報又は津波注意報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

２　発令の時期及び手順

避難指示の発令は、市長が基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。

市長が不在、或いは連絡がとれない場合は、副市長、危機管理監、危機管理課長の順位でこれを代行する。

３　伝達方法

避難指示の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線（同報系）、防災ほっとメール、市公式 LINE 及び緊急速報メールを原則とし、津波の到着予想時刻までに時間的な余裕がある場合に限り、広報車を活用する。

第６章　要配慮者、観光客等の避難対策

１　要配慮者の避難対策

（１）市の対応

要配慮者に関する情報は、可能な範囲内で地元自主防災会に提供する。

ただし、情報提供は、承諾してくれた要配慮者の内容に限る。

（２）自主防災会の対応

地元自主防災会は、避難対象地域内における要配慮者の現状把握に努めるとともに、「自らの地域は皆で守る。」という共助の意識を啓発し、避難行動を支援するよう啓発する。

ただし、地震発生直後に要配慮者が見あたらない場合、避難支援者は速やかに自身の避難活動を開始する。

（３）市と自主防災会等の連携した対応

津波浸水想定区域内の避難行動要支援者を対象として一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画の作成を進める。

また、避難行動要支援者の自宅から避難場所までの避難経路を自治会や民生委員、サポーター等と一緒に確認する「ひなんさんぽ」の取組を進め、個別避難計画の作成に結び付ける。

２　観光客等の避難対策

市は、地元自主防災会、商工会、観光協会等の関係団体と共同で、避難場所が記載された防災マップを閲覧又は配布できるように努める。また、海水浴場などに避難路看板、海抜表示等を計画的に設置し、有事の際には観光客、釣り客等が迷うことなく、避難場所へ緊急避難できるように周知する。

第７章　津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

１　津波に対する教育・啓発

市は、自主防災会を対象とした研修会や地域防災指導員や危機管理課・消防職員による出前講座を積極的に開催し、津波に関する基礎的な知識や地区の災害特性の理解、応急対策、避難行動等について住民に啓発活動を行う。

【重点項目】

- 強い地震（震度４以上）を感じた場合、若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示を待たず、直ちに避難場所に緊急避難する。
- 自主防災会が中心となり、地区の災害特性に応じた地区防災計画の作成を推進する。

２　津波避難訓練の実施

市及び避難対象地域の自主防災会は、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年１回以上、津波避難訓練又は津波情報等の伝達訓練を実施するように努める。また、実施後は、検討会等を実施し、問題点の検証を行う。

【重点項目】

- 訓練参加者に、個人のスマートフォンに専用のアプリケーションをインストールしてもらい、自宅から避難場所までの避難時間や移動速度、避難経路などのデータを取得し、収集されたデータの集計・分析を行う。結果については、地区の防災計画見直しや防災活動に活用し、地域の実情に即した実効性の高い避難体制の構築につなげる。

第８章　津波避難可能エリア

１　津波避難可能エリアの基準

津波避難場所（高台）及び津波避難施設（Ａ）ごとの津波避難可能エリアを、次の基準により定める。

①　避難速度は徒歩により 0.62m/s とする。

②　避難開始時刻は発災時から５分後とする。

③　各津波避難場所（高台）及び津波避難施設（Ａ）への避難可能時間は、各津波避難場所（高台）及び津波避難施設（Ａ）への津波到達時間から求める。

④　避難距離は実際に避難経路を歩行した距離とする。

⑤　避難経路は、湖岸や河川沿いの堤防上を極力避けて設定する。

⑥　津波避難場所（高台）を避難のための第一目標とするが、津波避難場所（高台）への時間内避難が不可能な地域においては、津波避難施設（Ａ）を目標として設定する。

⑦　津波避難施設（Ｂ）は、津波避難場所（高台）または津波避難施設（Ａ）への避難が困難な場合に、やむを得ず避難するための施設とし、本計画において津波避難可能エリアを定めない。

⑧　津波避難場所（Ａ）及び津波避難施設（Ｂ）が必要とする高さは、基準水位に１ｍを加えた高さとし、津波避難タワーにおいては最低でも 7ｍの高さを確保する。

２　津波避難可能エリアの範囲

津波避難場所（高台）及び津波避難施設（Ａ）の津波避難可能エリアは、別図のとおりとする。

各津波避難場所（高台）及び津波避難施設（Ａ）の一覧					
	No.	名称		No.	名称
津波避難場所（高台）	H01	中之郷浄水場前（道路）	津波避難場所（高台）	H31	(有)丸伸製作所　西（道路）
	H02	市立新居中学校（校庭）		H32	(有)丸伸製作所　西（道路）
	H03	市立新居中学校（校庭）		H33	浜名湖ＣＣ取付道路
	H04	新福寺		H34	浜名湖ＣＣ取付道路
	H05	泉町公民館		H35	清正公大神社前（畑ほか）
	H06	市立新居中学校（校庭）		H36	元町東公民館西（道路）
	H07	市立新居中学校（校庭）		H37	神明神社内宮
	H08	市立新居中学校（校庭）		H38	分教場跡地（畑ほか）
	H09	中町遊園地		H39	蔵法寺（駐車場ほか）
	H10	浜名湖ユースホステル跡地		H40	旧東海道
	H11	浜名湖ユースホステル跡地		H41	道の駅東側
	H12	鷲栖院		H42	道の駅西側
	H13	鷲栖院		H43	白須賀第５北側斜面
	H14	市立新居小学校（校庭）		H44	白須賀第５北側斜面
	H15	源太ノ山		H45	白須賀第５北側斜面
	H16	源太ノ山	津波避難施設（Ａ）	B01	県立新居高等学校
	H17	源太ノ山		B02	イオ　インダストリー（株）
	H18	市立新居小学校（校庭）		B03	COSTA浜名湖
	H19	市立新居小学校（校庭）		B04	特別養護老人ホーム燦光
	H20	市立新居小学校（校庭）		B05	ビューテック(株)新居工場
	H21	鷲栖院		B06	新居雇用促進住宅１，２
	H22	若宮八幡宮		B07	市営松山住宅Ａ～Ｃ
	H23	愛宕山周辺		B09	新居地域センター
	H24	北山法面		B10	新居跨線橋※
	H25	天神社		B11	㈱紀和産業
	H26	内山公民館		T01	わんぱくランド津波避難タワー
	H27	県立浜名特別支援学校		T02	日ヶ崎地区津波避難タワー
	H28	東新寺		M01	住吉地区命山（おたすけ山）
	H29	東新寺		T03	高師山地区津波避難タワー
	H30	恵比寿神社北（道路）			

※新居跨線橋撤去工事により通行止めとなるため、令和8年4月1日をもって対象施設から除外する。

別図省略

湖西市　津波避難計画

平成 24 年 1 月　策定

平成 24 年 7 月　一部改訂
平成 26 年 3 月　一部改訂
令和 4 年 3 月　一部改訂
令和 8 年 2 月　一部改訂

湖西市　危機管理課

〒431-0492　湖西市吉美 3268 番地
TEL 053-576-4238　FAX 053-576-2315